

中央建設業審議会総会

2019年12月13日

【事務局（西山）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから中央建設業審議会総会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日お手元に配付いたしました資料の一覧でございますが、議事次第に記載しておりますが、不足はありませんか。不足がございましたら、お申しつけください。

また、報道関係の皆様のカメラ撮りにつきましては、議事に入るまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、中央建設業審議会議事細則第9条第1項により、本審議会は公開とされております。

議事に先立ちまして、国土交通省土地・建設産業局長の青木から一言ご挨拶申し上げます。

【青木土地・建設産業局長】 国土交通省の土地・建設産業局長の青木でございます。委員の皆様方におかれては、大変お忙しい中、中建審の総会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

前回総会が開かれて以降、ご案内のとおり、今年は台風15号、19号ということで大変大きい災害が相次いだわけでございます。その応急復旧をはじめとして、建設業が災害対応ということで、大変献身的な活動をしてきているところであります。これは応急復旧ができて、これから本格復旧となつてまいりますので、まだまだ課題があるかとは思いますが、また今日はその一端についてもお話を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日、総会の議題ということで、大きく2つほど設けさせていただいております。1つは、令和2年4月施行の改正民法を踏まえまして、建設工事標準請負規約約款の見直しを行うべく、この総会のもとにワーキンググループを設置させていただきました。そのワーキンググループでもって、5回にわたりまして約款の改正案について、大変詳細にわたる議論をしていただいたわけでございます。この約款改正案が取りまとまりましたので、本日はぜひこれをご審議いただきますようお願い申し上げます。

また加えまして、これは災害対応を含めてですけれども、将来の担い手確保が大変喫緊な

課題ということで、この何年かずっと行政、業界挙げて取り組んできているところでございますが、特に新・担い手3法に基づいた取り組みとか、あるいは女性の活躍といった取り組みにつきましてもご説明させていただきたいと思っております。また、冒頭申し上げましたような台風15号、19号といった災害の対応につきまして、国交省の取り組み、加えまして日建連さん、全建さんのご対応につきましてもご紹介を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

委員の皆様方におかれましては、今、申し上げましたような災害の対応が、以前とはベースが変わったような状況になっているのはご案内のとおりでございます。その中で建設業が持続可能な形で地域のお役に立つ、国全体の安全・安心な暮らし、経済活動を支える存在であり続ける、こういった高い視点からぜひご知見を賜りたいと思っておりますので、本日はよろしくお願いいたしますと思います。

以上で私のご挨拶とさせていただきます。

**【事務局（西山）】** ありがとうございます。本日の審議会には、委員の総数の2分の1以上となります14名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、建設業法施行令第29条第1項の規定による定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

なお本日は、一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会、副会長の青木繁夫委員、東京大学大学院工学系研究科教授の小澤一雅委員、公認会計士の岸上恵子委員、島田市長の染谷絹代委員、山形県知事の吉村美栄子委員よりご欠席の連絡を頂戴しておりますことをご報告申し上げます。また、学習院大学法学部教授の櫻井敬子氏につきましては、国家公安委員会委員へのご就任に伴いまして、本審議会の委員をご退任されておりますことをあわせてご報告申し上げます。

これより議事に入らせていただきますが、ご発言の際のマイクの使用につきまして一言ご案内申し上げます。ご発言の際は、お手元のマイクスタンドの中ほどにありますスイッチを押してご使用いただければと思いますが、マイクが少し固定式のものになってございまして、不自由がございます場合はハンドマイクもご用意しておりますので、適宜活用していただければと思います。

それでは、これより議事に入らせていただきますので、報道関係者の皆様におかれましては、これ以降のカメラ撮りをご遠慮願います。これ以降の議事の進行については、柳会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【柳会長】** それでは、お手元の議事次第に基づき議事に入らせていただきます。まず、

議事（１）でございますが、建設工事標準請負契約約款の改正について、事務局よりご説明をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 事務局よりご説明を申し上げます。横になっております資料 1－1、「建設工事標準請負契約約款の改正について（案）」と書かれている資料をまずごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、標準請負契約約款の概要ということで、ここは復習でございますけれども、中央建設業審議会で請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のために、以下の4つの約款を作成いただいているところでございます。1つは公共工事標準請負契約約款、2つ目に民間の大きな建物を対象といたします甲、それから3つ目に個人住宅なり小さな建物を対象といたします乙、最後に下請契約約款という4つを作成いただいております、当事者に勧告することになってございます。

次の2ページ目でございますけれども、今年の総会で、最終的には来年4月の民法施行を踏まえまして、まさに今日がその場でございますが、この審議会では約款のご審議をいただいで作成いただくということでございます。専門的な部分もございまして、ワーキンググループで議論した上で、その案をこの審議会において議論しようということで決議いただきまして、ワーキンググループを設置することになっておりました。実際に今年の4月から、先ほど局長の挨拶の中にもございましたとおり、5回にわたりまして精力的なご審議をいただきまして、このほど取りまとめ案がまとまったところでございますので、それを皆様方にご審議いただきたいと考えているところでございます。

具体的にご審議いただいた成果内容は、資料1－2から1－5までについております今回の約款の改正案というものになってまいります。これは完全に条文となるわけでございますし、あと今までと何が違うのかと申し上げますと、資料の束の下に参考資料の1から4ということで、それぞれの新旧対照表をつけさせていただいておりますけれども、非常に大部にわたるところでもございますので、本日は今ごらんいただいております資料1－1で、今回の改正の概要をご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続きまして中身に入っていきたいと思いますが、資料1－1の3ページ目以降でございます。今回は民法改正を契機としてということで、幾つかワーキンググループの中にも論点がございましたけれども、最初は譲渡制限特約についてということで、ここはかなり大きな論点として、ワーキンググループの中でもご議論いただいた部分でござい

す。

次の4ページ目をお開きいただきますと、上に現行の民法とそれが改正民法でどう変わるのかということを書かせていただいております。現行の民法では、上の左側にございますとおり、基本的には債権は自由譲渡できることになっておりますけれども、一方で当事者が反対の意思を表示した場合には、譲渡制限特約が有効であるということになっていたところでございます。しかしながら、今回の民法改正によりまして、主として資金調達の円滑化という観点から、仮に当事者間で譲渡制限特約が付されていたとしても債権譲渡の効力は妨げられない、債権譲渡自体はできることになったところでございます。

これが建設業界、建設工事の請負契約に当たってどういう影響があるのかということでございますと、これまで発注者、受注者、元請業者ともに、この譲渡制限特約があることをもって、工事を最後まで適正に完成させてほしいという工事完成への期待をある意味担保していたと。基本的には完成したらお金は払うという形になっておりますので、そういった形で譲渡制限特約、債権を維持することによって、工事完成への期待をつなぎとめることをやっていたわけでございますけれども、それが事前に債権譲渡ができてしまうということで、引き続き新しい民法のもとで、工事完成への期待をどのようにつなぎとめるのかということが議論になったところでございます。

その際、ワーキンググループの中の細かな論点になりまして恐縮でございますけれども、7ページ目をお開きいただければと思います。今回の改正民法に当たりまして法務省からは、譲渡制限特約に違反したということだけをもって契約解除を行うことは権利の濫用に当たり得るといような見解も示されていたところでございます。一方で、内田貴先生らによれば、新しい法律のもとで保護される債務者の利益は、弁済先を固定する利益、あと資金調達もございますけれども、こうした利益とは別の利益を保護する目的で特約が定められて、違反に対する特別なサンクションが合意された場合において、それに合理性が認められるときには、合意自体の効力を否定的に解する必要はないといような見解も示されているところでございまして、建設工事の請負契約でどのような利益があるのかといったことが問題になったところでございます。

細かくは8ページ目、9ページ目にワーキングの議論を書かせていただいておりますけれども、総じて申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、建設工事の完成への期待でございます。

これを受けまして、4ページにお戻りいただければと思いますけれども、公共工事標準請

負契約約款では、現行、譲渡制限特約を設けること自体は否定されているものではないということでございますので、改正案は右側でございますが、引き続き譲渡制限特約は設けることにいたしまして、工事完成への期待からしますと、完成検査に合格した後についてはもう既に工事が完成しているということでございますので、特に債権を譲渡しても問題がなかろうということ、あらかじめ発注者の承諾を得た場合の類型として、完成検査に合格した後に譲渡する場合というのを明示的に記載させていただいているところでございます。

一方で、公共工事については、今回の民法改正が資金調達の円滑化を意図しておりますけれども、既に前払金とか部分払といった資金調達のニーズに対する制度は各種設けられているところだと思っております。したがって、そういったものも踏まえて、その点線の部分はオプション的にこの部分を使うかを当事者が選択して使用していただければということでございますけれども、それらの前払とか部分払によってもなお必要な資金が不足することを疎明したときには、発注者は承諾しなければならないという形にいたしまして、そういうお約束をしたということでございますので、当然、受注者はその工事の施工以外にそのお金を使ってはいけないし、ちゃんとその工事にお金を使っていますということを発注者の方に説明していただく義務を課しているということでございます。

構造は似たような形になりますけれども、次の5ページ目をごらんいただければと思いますが、民間と下請でございます。基本的にはA、Bパターンということで2つ選択性になっておりますけれども、民間の場合には、必ずしも前払とか部分払がないような工事もあるかと認識しております。今回の民法が意図する資金調達の円滑化といったことの兼ね合いもありますので、建設工事の資金調達の事情などに応じてどちらかを選択して使っていただくということで、Aは今までどおり譲渡制限特約をするだけということでございます。Bは先ほどと同じような格好でございますけれども、この工事を実施するために前払とか部分払ではなお、お金が足りないと、資金調達を目的にやるときには譲渡ができますという形にいたしまして、ただし、そういうお約束でございますので、工事の施工以外に充ててはいけないし、ちゃんとその工事に使っていることの報告をしなければならないという義務を課しているところでございます。

工事完成への期待をつなぎとめるという観点からは、もちろんそのような規定を置くのでございますけれども、次の6ページ目、これは4つの約款共通でございますが、現行でもこの契約の内容に違反したときということ、バスクロ的に、おそらく契約解除ができるということかと思っております。今回新たに設けました規定に違反した場合には、明確に解除

の可能性があることを明示しておくべしということが、ワーキンググループの中でも議論となったところでございます。その議論を受けまして、譲渡制限特約に違反して譲渡した場合はもちろんでございますけれども、その工事に使うと言っていたお金をその工事以外に使ってしまった場合とか、あと公共の場合ですと、暴力団に譲渡した場合については無催告で排除ができるということ。それから、資料提出の義務を課しておりますけれども、それに適切に対応しなかった場合には催告した上で解除があり得ると、それぞれ約定解除権を規定することにしたところでございまして、これをもって引き続き工事完成への期待をつなぎとめることができるのではないかと考えているところでございます。

1点目の論点は以上でございまして、続きまして2点目の論点、10ページ目でございますけれども、契約不適合責任についてでございます。

この部分につきましては、おそらく今回の民法改正の中で世間的にも一番知られている部分かと思っておりますけれども、11ページに概要の図を書かせていただいておりますが、現行は「瑕疵」という言葉が民法上使われておりましたけれども、世間的にはなかなかわかりづらい言葉であるということで、わかりやすく置きかえるという観点で、「瑕疵」という言葉が「契約の内容に適合しないこと」と改まったところでございます。建設工事については、この部分、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないこと」と定義することにしていくところでございます。

また、11ページの下にございますけれども、おそらく実務上の取り扱いとしてはこれまでもあったのではないかと推察されるところでございますが、民法上、代金減額請求権が規定されたところでございますので、民法上できるようになったことについては、この約款でも記載したほうがいいのではないかとということで、今回、代金減額請求権を約款の中にも位置づけることにしたところでございます。そのあたりの説明は12ページに少し事例を書かせていただいているところでございますが、内容は今11ページで申し上げたとおりでございます。

以上が2点目、契約不適合責任についての関係でございます。

続きまして13ページをお開きいただければと思いますが、3つ目の大きな論点といたしまして、契約の解除についてでございます。ここは今回の民法改正によりまして、ルールが大きく変わっている部分でございます。

まず14ページ目をお開きいただきますと、主に改正されたポイントが3つございますけれども、1つ目としては、土地とか建物といったような工作物の取り扱いにつきまして、

従前、現行は完成後の発注者による契約解除はできないことになっていましたが、改正民法では、完成した後であっても、おそらく建設工事については除却といったことも伴ってくる場所もございますので、極めてレアケースという部分もあろうかと思えますけれども、民法上は発注者による契約の解除ができることになったところでございます。

2つ目として、一方で軽微性という要件がかかってきておりまして、改正民法では、催告解除につきまして、債務不履行がその契約とか取引上の社会通念に照らして軽微であるときには契約の解除ができないという規定が設けられているところでございます。これについては同じく鎌田先生、内田先生の本によりますと、不履行のあった債務自体の内容とか、債務不履行の内容といった観点から判断することになるのではないかというような見解が示されているところでございます。いずれにしましても、軽微であるときには解除ができないという規定が設けられたのが2点目でございます。

あと最後、3点目といたしまして、双方に帰責事由がないような、おそらくは天災のような場合が想定されることになろうかと思えますけれども、現行民法では、そのような場合については発注者による契約の解除ができないことになっておりましたが、できないものをいつまでも契約でつなぎとめておくのもいかがかという観点から、今回、双方に帰責事由がなかったとしても、民法で、発注者による契約の解除が可能になるというような、大きく言いますと3点、民法の改正がなされることになったところでございます。

これを受けまして、約款でどのような対応をするかということをして15ページに書かせていただいております。現行の約款にも契約解除事由が幾つか整理されております。今回、民法の中でもこれまではそういった区分がなかったのでございますが、催告解除と無催告解除が区分して規定されることになっておりますので、この約款でも既存で規定していた事項について、それぞれが催告解除なのか、無催告解除なのかを整理して規定し直すということをしていただいております。

具体的には次の16ページに、非常にたくさんあって恐縮でございますけれども、それぞれ1つずつ分類を整理いたしまして、催告解除、無催告解除ということで整理し直したところでございます。

あと今回、15ページの2つ目のポツの話にございますけれども、民法では幾つか無催告解除の対象が法律上規定されたところでございます。建設工事でどこまで当てはまる部分があるのかというところは実務との関係がございまして、民法上できるということについては、一応建設工事の請負契約でもでき得るという考え方から、16ページの下は無

催告解除のちょうど真ん中、線が引いていないあたりでございますが、そのあたりに民法上規定があるものを建設工事の文言に置きかえて、それぞれ無催告解除の対象として規定することにしたところでございます。

それから、15ページの3目でございます。特に工事完成後の契約解除ができるということになりましたが、非常にレアケースだとは考えておりますけれども、一応民法上あり得るものはこれも書いておこうという判断から、催告解除といたしまして、「正当な理由なく、履行の追完がなされないとき」、それから無催告解除といたしまして、「契約不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき」というのを明示することにいたしました。あわせまして、催告解除のときに、先ほど申し上げた軽微であったときには解除できないという規定も、民法の規定に合わせて追加させていただいたところでございます。

最後に、工事完成後の契約解除、先ほど来繰り返し申し上げておりますけれども、非常にレアケースだとは思っておりますが、実際には解除した後に、おそらく除却も含めて費用負担の問題が争いになろうかと思っております。ここについて、どこまで規定するかということと、ワーキングでもご議論いただきましたけれども、なかなかレアケースであろうということと、實際上どのように費用を処理するかはそれぞれの事案に応じて個別具体的に考えていかざるを得ないだろうということで、今回、約款では費用負担など解除に伴って必要となる措置については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決めると記載するにとどめるということにしたところでございます。

続きまして、最後の民法関係の大きな論点の4目でございますけれども、17ページをお開きいただければと思います。契約不適合責任期間ということで、従来は瑕疵担保責任期間と言っていたものでございます。

まず、現行民法と改正民法でどのように変わるのかということをお次の18ページに図で示させていただいておりますけれども、左側、現行民法では、工作物又は地盤の瑕疵については引き渡しから5年、コンクリート造等の工作物については10年、請負の特別な規定ということでそのような瑕疵担保の存続期間が設けられていたところでございますが、今回の民法改正ではそのような請負特有の事項、それから工作物、地盤といったような区分はなくなりまして、基本的には売買の規定に統合される形で、右側でございますとおり、権利を行使できるときから10年、もしくは契約不適合、従来で言う瑕疵でございますが、それを知ったときから5年のどちらか短いほうが適用されるということになったところでござい



ます。

これを受けましてどのように約款を改正するかでございますけれども、次の19ページ目をお開きいただければと思いますが、こちらは現行の規定でございます。まず上に原則といたしまして、木造の建物等については1年、コンクリ造の建物等については2年という規定がございますけれども、先ほど申し上げましたとおり民法は10年とか5年と言っておりますが、この約款ではこれを2年とか1年に短縮しているところでございます。時期は後ほど21ページに参考ということで少しご説明させていただいておりますけれども、これまでの総会でのご議論も踏まえまして、実際に引き渡しが終わって使用を始めますと、そこで見つかったものがもともとの施工上の契約不適合なのか、それとも使用中で生じた使用上の問題なのかというのが、年をとればとるほどどんどんわかりづらくなる場合がございますし、そういった状況の中で建設工事の請負契約について、最長の場合は10年、修補等々の請求がなされるということだとすると、受注者としてはいつまでも請求が来るかもしれないということで、非常に地位が不安定になるのは酷ではないかという考え方のもと、過去にご議論いただきまして、これを民法の5年、10年という原則を1年、2年に短縮させていただいているところでございます。

この考え方自体につきましては、今回、民法の考え方は変わりますけれども、この考え方自体は引き続き維持ができると考えておりまして、次の20ページが今回の民法改正を受けた契約不適合責任期間でございます。原則につきましては、ある意味ではこれまでと同様でございますけれども、引き渡しから2年以内に請求をしていただくということにしているところでございます。

また、公共でも、19ページのところで設備工事等については1年、民間の甲とか乙については設備機器、室内装飾、家具等という形でそれぞれ1年といったような規定が設けられておりますけれども、こちらについてはそもそも物の性質として、それほど長くもつものではないと。メーカーの補償なりも通常1年になっていたりというところもございますので、そういった物の性質に着目して短くしているという事情についても、先ほど申し上げたのと同じとおり、民法改正の影響を受ける部分ではないという考え方のもとに、引き続き設備機器、室内装飾、家具等については、引き渡しから1年以内に請求していただくということでございます。

ただし、今回、民法では通知ということがトリガーになっているところでございますけれども、例えば2年とか1年以内に請求していただくということですが、直前に気づいた方に、

あと数日で請求までしていただくのはなかなか酷であろうということもございますので、直前に契約不適合に気づかれた方を救済するという観点で、原則請求というのは変えておりませんが、2年以内に通知を行えば、通知を行ってから1年間請求することができ、その場合にはもともとの期間内に請求したものとみなして、そういった方々を救っていただくというような規定を新たに設けているところでございます。

あと、20ページの下でございますけれども、ここの部分は従前と変わるものではございませんが、受注者の故意または重過失によって契約不適合が生じた場合には、これらの期間を短くする理由はございませんので、民法の規定に立ち返って、5年、10年の短いほうを適用する。それから、一番下の住宅品確法の関係につきましては法律上の強行規定でございますので、引き続き、引き渡しから10年となっているところでございます。契約不適合責任期間についてはこのような形で整理するというご議論を頂戴したところでございます。

以上が今回の民法改正を踏まえた改正部分の主要どころでございますが、22ページ、実際には23ページでございますけれども、少し細かな、その他の民法改正を受けた事項として2点ほどご紹介させていただきたいと思えます。

23ページの上でございますけれども、約款には保証人を立てることもあり得るということで、保証人の欄が設けられておりますが、今回の民法改正で個人根保証については極度額を書かないと無効になるということになっているところでございます。したがって、民間の甲、乙、下請約款で極度額を書く欄を設けて、知らずに無効になることを防いでいただくというのが1点。それから、今回の民法で受領遅滞につきまして、引き渡しまでの間は自己の財産に対するのと同じの注意で保存すれば足りると。同一の注意をもって管理したけれども、生じた損害、受注者が特別に管理のために用意した費用については発注者負担ということが民法上位置づけられたところでございますので、こちらにつきましても約款の中でも明示的に記載するとしてところでございます。

以上が今回の民法改正を受けた約款の改正事項となりますが、続きまして24ページからは、民法改正とは関係がございませんけれども、今回あわせて措置する事項ということで2点ほどご紹介させていただきたいと思えます。

1点目は25ページ、履行保証の関係でございます。前回、平成29年にこの約款を改正いただいておりますけれども、その際には従前、破産管財人等による契約解除の場合、違約金が請求できないような格好になってございましたので、これを違約金請求の対象にすべく、条文をご審議いただきまして改正いただいたところでございます。基本的にはその考え

方に基づきますと、当然、契約保証の中でも破産管財人等による解除も保証の対象にすることだという認識を持っていたところでございます、ほとんどのところではそのような取り扱いで、実務も回っていたところでございますけれども、一部、破産管財人等による解除が保証の対象になっていないようなケースも、どうも存在するようでございます。そういった場合には、発注者が保険会社から違約金を受け取ることができないといったようなことにもなってしまうかねない部分がございますので、今回、約款の中で明示的に、保証契約については破産管財人等による解除についても保証するものでなければならないという旨の規定を設けまして、こういった疑義が生じないようにしてまいりたいと考えておりますのが1点目でございます。

最後、26ページ目でございますけれども、前回の総会のときにご紹介させていただきましたが、今年の通常国会で新・担い手3法、特に政府といたしましては、建設業法を改正させていただいたところがございます。来年の10月1日が基本的に施行のタイミングとなっておりますけれども、新しい建設業法との関係で、約款も3点ほど改正をさせていただくということでございます。

1つ目は今回、働き方改革が建設業法改正の大きなテーマになってございますけれども、その関係で今の法律の中でも契約書に記載すべき事項をさまざま書かせていただいておりますが、その中の1つとして、「工事を施行しない日又は時間帯を定めるときはその内容」を書いていただくことになっておりますので、約款の契約書の部分にそういったものを書いていただくという欄を設けることにしたところが1点目でございます。

続いて2点目として、従前から監理技術者とか主任技術者といったような方の名前を発注者の方に通知していただくことになっておりますけれども、今回、技術者の配置義務の緩和をやっておりますが、その中で監理技術者の現場兼務を可能にする際に、監理技術者補佐という方を置いていただくことになっているところがございます。これまでの技術者等々とあわせまして、今回新たに設置する監理技術者補佐についても、新しく発注者に名前を通知していただくというのが2点目でございます。

最後3点目といたしまして、約款の中では工期の変更に係る規定が幾つか設けられてございますけれども、これも働き方改革を促進するという観点から、今回、改正建設業法の中で著しく短い工期による請負契約の締結の禁止ということが規定として設けられたところがございます。この約款の中でも、ある意味では確認的な規定となりますが、変更契約の際にも変更後の契約が通常必要と認められていたのに比して、著しく短い期間を工期とする

こと禁止するということを規定することにしたところでございます。

以上が今回の約款の改正案でございまして、先般ワーキングで取りまとめていただいた内容を、概要的で恐縮でございますけれども、資料1-1に基づきましてご説明させていただきました。これから座長のもと、正式には条文でございます資料1-2から1-5まででございますが、こちらの内容についてご審議いただきまして、作成、勧告という形で持っていければと事務局としては考えておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。ご説明は以上でございます。

【柳会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明について、ご意見、ご質問等がございましたらどうぞご発言ください。どうぞ。

【山内委員】 日本建設業連合会会長の山内でございます。ただいまご説明いただきました建設工事標準請負約款の改定につきましては、契約約款改正ワーキンググループの皆様をはじめ、関係各位のご尽力に感謝申し上げます。当会といたしましては、本案に異議はございません。その上で一言申し述べさせていただきます。

当会では建設業の担い手確保の一環として、週休二日を始めとする働き方改革の実現と建設技能者の処遇改善に向け、会員企業を挙げて全力で取り組んでおります。今回は民法改正に伴う標準請負契約約款の改正を図ることとなりますが、週休二日、建設業退職金共済制度の普及など、担い手確保に資する標準請負契約約款の改正につきましても、さらなる検討をお願いしたいと考えております。私からは以上でございます。

【柳会長】 ほかにはございませんか。

【後藤委員】 電気工事会社の団体でございます、日本電設工業協会の会長をしております後藤と申します。先ほど山内会長からも言われましたように、この短期間でこれだけ精力的にまとめていただいたワーキンググループの委員の皆様に変に感謝したいと思いますし、また、建設側の事情をよく配慮して検討していただいたことに重ねて御礼を申し上げたいと思います。

その中で1点質問させていただきたいんですけれども、資料の19ページにございます短縮の例外ということで、瑕疵が受注者の故意または重大な過失により生じたものである場合には、請求を行うことができる期間は10年ということで配慮いただいているわけですが、この「瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた」、これは今回初めて使われた文言であるのでしょうか、あるいは従来こういった形で扱われたことがあるのか。と申しますのは、受注者の故意というのはデータ改ざんとか、そのようなものかと思ひ浮か

べるんですけれども、この定義はどういうふうにかえたらいいのか、そのあたりの考え方を聞かせていただきたいと思います。

【平林建設業政策企画官】 事務局でございます。ご質問ありがとうございます。

ここの故意、重過失という部分については、現行の民法にもそのような規定がございますし、もともと現行の約款にもそのような規定がございます。民法も、特に今回の民法改正で、ここの範囲とか中身が変わるといったようなことではないと認識しておりますので、基本的にはこの部分の対象については、これまでと従前どおり変わらないと理解しているところでございます。おそらく最終的にはこのようなものは、判例等の蓄積でどれぐらいのものが当たり得るのかというのがたまっていくことになろうかと思っておりますけれども、少なくとも今回の民法改正で変わる部分ではないと認識しているところでございます。

【後藤委員】 わかりました。どうもありがとうございました。

【柳会長】 ほかにはご発言ございませんか。どうぞ。

【谷澤委員】 三菱地所の谷澤でございます。昨年8月の本会合において、この約款改正ワーキンググループの設置等について審議された際、本ワーキンググループで実務寄り具体的な議論ができるように、発注者側の立場や実務に明るい方をメンバリング頂きたいとお願いした記憶がございますが、本ワーキンググループのメンバーを見ますと、発注者側の立場の方、あるいは実務的なことをよく理解された方もメンバーに入っておられますので、本日のご説明を伺いまして特に異論はございません。関係された皆様のご尽力に御礼を申し上げます。

【柳会長】 ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

【中田会長代理】 私は民法を専攻しておりますので一言申し上げたいと思います。今回の約款改正案は改正民法の趣旨を踏まえて、かつ建設業界固有の事情も考慮されて練り上げられたものと思います。約款改正ワーキンググループの皆様のご尽力に感謝したいと思います。あわせて資料1-1の内容及びただいまの平林企画官のご説明は約款の基本的な考え方を示すものとして非常に重要だと思います。今後、関係者の皆様におかれましては、本日は示されました考え方に沿った運用をしていただくように期待申し上げます。また、国交省におかれましては、約款の内容とともに、本日は示されました考え方を周知するようお願いしたいと思います。

1つだけご質問がございます。資料1-1の6ページでございますけれども、譲渡制限特約に違反して受注者が譲渡した場合に、発注者は契約を解除することができるということ

を伺いました。そこでお伺いしたいんですけれども、解除されるのはその工事の請負契約であると理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。つまり包括的な基本契約に基づいて、注文書や請書で工事がされることもあるかと存じますけれども、ここで書かれていることは包括的な契約の話ではなくて、個別の請負契約の解除の話だという理解でよろしいでしょうか。

【平林建設業政策企画官】 ご指摘ありがとうございます。ご質問の件につきましては、先生からありましたとおり、これにつきましては約款の条文の中にもさまざまところで出てまいりますけれども、個別の請負契約を対象にしてその解除ができると理解しているところでございます。

【中田会長代理】 どうもありがとうございました。

【柳会長】 どうぞ。

【酒井委員】 質問でございますが、発注者側、西日本高速道路の酒井でございます。

4ページ、受注者の改正案のところでございます。基本的に民法の改正に伴う条文の改正ということでこのままでよろしいかと思うのですが、1つ、こんなケースはこういう判断をするのでしょうかという質問ですけれども、通常、前払金は当該年度の出来高の4割程度を払っておりますし、部分払は1割程度留保して払っていると。ということは、残りの分については請負業者さんに自己資金が必要であると。その自己資金が全体を上げるために不足するということがわかれば、これは発注者側が積極的に認めると。こういう態度で臨むという趣旨と理解してよろしいでしょうか。

【平林建設業政策企画官】 このところは最終的には個別の事案、それから個別の当事者によって判断していただくことになってくるわけでございますけれども、おっしゃっていただきましたとおり、民法としては資金調達の円滑化という利益があるということでございます。一方で、発注者の皆様もそうでございますが、建設業者の皆様といたしましては、工事完成への利益の期待をつなぎとめるといったような利益がございますので、それを比較考慮していただいた上で、実際に今回施工に必要なんだということで、そのことを証明していただいた場合には、最終的にそれがちゃんと工事に充てられて、工事が円滑かつ適正に施行されるのであればそれは発注者側の利益にもなるところでございますので、そういった両方を考慮していただいて、当事者間で適切にお決めいただければと考えてございます。

【柳会長】 ほかにご発言はございませんか。

それでは、基本的に約款の改正についてご異議がないようでございますが、本日委員の

方々からいただいた意見を尊重して、事務局においてご検討いただくこととし、その具体的な内容については私に一任いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【柳会長】** ありがとうございます。どうぞ。

**【平林建設業政策企画官】** 事務局でございます。皆様、内容につきましてご承認をいただきましてありがとうございます。先ほどもご説明しましたとおり、これからこの委員会のご決議をもとに作成、そして関係者の皆様に勧告してまいりたいと考えてございます。先ほど中田委員からございましたとおり、ご説明させていただいた条文を周知することはもちろんでございますけれども、その内容に沿った考え方とかいったようなところも含めて、できる限り多くの方に、来年の4月ということで少し期間が短くなっているところではございますが、まずは来年4月の施行まで、それ以降につきましてもこの約款の内容、考え方を私どもとしてもしっかり周知に努めさせていただきたいと考えてございます。

あわせまして山内委員からもおっしゃっていただきましたとおり、民法改正を踏まえてということでございますので、基本的には民法改正を踏まえただけの内容になってございますけれども、今後も政策的に必要な事項が出てきた場合には、関係者間でそのことについてある程度合意がとられて、それを約款上措置したほうが良いということになったときには、この委員会でもまたあわせまして皆様方にご審議いただいて、約款を改正することも当然あり得ると思っておりますので、今後ともそのような場合が生じたときにはご審議をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

**【柳会長】** 続きまして、議事(2)でございます。最近の建設業を巡り状況についてご報告をいただきます。まずは①、新・担い手3法等建設業をめぐる最近の取り組みについて、事務局よりご報告をお願いします。

**【事務局(西山)】** それでは事務局より、新・担い手3法等建設業を巡る最近の取組につきましてご説明を申し上げます。お手元資料2-1をお開きいただければと思います。

まず1ページをお開きいただきまして、「新・担い手3法に係る取組について」でございます。

2ページでございますが、9月の総会でもご報告を差し上げました今般の新・担い手3法の概要となっております。品確法と建設業法・入契法の改正ということで、大きく3本の柱、具体的には働き方改革の推進といたしまして、適正な工期の設定、施工時期の平準化、また生産性向上につきましては、情報通信技術の活用等による生産性の向上、技術者に関し

まして、監理技術者、主任技術者、下請の主任技術者等、一定の規制の合理化措置を図って  
ございます。また3点目、災害時の緊急対応強化でございますが、緊急性に応じた随契、指  
名競争入札等の活用などを位置づけたところでございます。

続きまして3ページ目でございますが、前回9月の総会の際にご審議いただきました品  
確法に基づく基本方針の改正でございます。こちらにつきましても9月総会でご説明した  
とおり、大筋そちらの方向で10月18日に閣議決定を行ったところでございますので、ご  
報告を申し上げます。法律の改正に則しまして大きく4つの柱、災害時の緊急対応の充実強  
化、働き方改革への対応、生産性向上への取り組み、また従来 of 工事に加えまして、今般の  
改正で調査・設計等につきましても規定の充実が図られましたので、前回ご報告申しまし  
た  
とおり、調査・設計の品質確保についても必要な事項を盛り込んだ形で決定したところ  
でございます。

続きまして、4ページでございます。9月の総会でご審議いただきました適正化指針につ  
いてでございます。改正のポイントでございますとおり、施工に必要な工期の確保、施工時  
期の平準化の推進等について必要な事項を盛り込み、こちらにつきましても10月18日  
に閣議決定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

続きまして、5ページ目でございます。入契法の適正化指針を踏まえまして、地方公共団  
体に対しまして、総務省と連名で適正化指針に位置づけられました取り組みについて、発注  
時等の取り組みの要請を行ってございますので、ご報告を申し上げます。特に左側、赤字の  
ところでございますが、緊急に措置に努めるべき事項といたしまして、災害復旧等における  
随契等の活用とか、施工に必要な工期の確保、施工時期の平準化といったものにつきまして、  
具体的に取り組み事項を明記しまして要請を行ってございます。

今後でございますが、6ページをお開きいただければと思います。品確法に基づきまして、  
発注関係事務の運用に関する指針の改正を行ってまいります。俗に運用指針と呼ばれるも  
のでございますが、公共発注者の共通の指針となるものでございまして、品確法の改正の理  
念、運用を市町村レベルまで周知・浸透を図っていく上で大変重要なものでございまして、  
現在、今般の改正を踏まえ必要な事項を反映していくという作業を進めているところで  
ございます。具体的な改正のポイントを中ほどに記載してございますが、法改正の内容を踏ま  
えて、働き方改革や生産性向上のほか、災害時の緊急対応の充実強化、調査設計の品質確保  
について必要な事項を盛り込む作業を進めております。

運用指針の本文案につきましては、発注関係団体や建設業団体などに対しまして意見照



会を行ったところをごさいます。12月2日まで意見照会を行い、意見を多数いただいたところをごさいます。現在、意見の集約、反映作業を進めているところをごさいます。特に今般、10月の台風19号をはじめとします災害対応等を踏まえまして、被災自治体等からも多数意見をいただいておりますので、こちらを丁寧に伺いながら、内容の充実等を図るという作業を進めてごさいます。令和2年4月からの運用に間に合いますよう、年明けの運用指針の改定を目指しまして、引き続き作業を進めていく所存をごさいます。

また1枚おめくりいただきまして、7ページをごさいます。今回の新・担い手3法の改正では多数法改正事項をごさいます。中でも地方公共団体における施工時期の平準化の取り組みをさらに推進していくということが大変重要な施策の1つをごさいます。入契法で新たに平準化の取り組みが努力義務化されたことを踏まえまして、今後、地方公共団体における平準化の取り組み推進に力を入れて取り組んでまいりたいと思います。施工時期の平準化につきましては、従前からの取り組みで一定程度浸透しつつある状況ではごさいます。実施体制、ノウハウ不足といったものを理由としまして、特に市町村レベルに行きますと、いまだ取り組みの水準、あるいは具体的な取り組み内容の取り組みがおくれているところも散見されることをごさいます。さらに平準化の推進が必要をごさいます。こういった状況を踏まえまして、今後は全体的に平準化の取り組みを進めていくことはもちろんでごさいます。特に重点的に働きかけていく対象といたしまして、都道府県のほか、一定の工事件数が見込まれます人口10万人以上の市に対して重点的に取り組みの実施を働きかけてまいりたいと考えております。

具体的に措置する事項として大きく2つをごさいます。まずは取り組み事例等の周知の徹底ということで、法改正以降、さまざまな機会を捉えて既に行ってきたごさいますけれども、引き続き地域発注者協議会などこういった場を活用しまして、周知徹底に努めてまいりたいと考えてごさいます。

また、2点目の取り組みといたしまして、平準化の進捗・取り組み状況の見える化を進めることにより、特に取り組みがおくれている自治体の取り組みを促してまいりたいと考えてごさいます。具体的には、入契法に基づく入契調査を現在行っているところをごさいます。年内にそちらの取り組み状況を回収いたしまして、結果の公表を年度末目途に進めてまいりたいと考えてごさいます。こちら見える化を通じまして、特に取り組みがおくれている自治体の対応を促してまいりたい。また並行いたしまして、平準化の取り組みが進んでいない自治体に対しましては、さらに詳細な調査・ヒアリングについても実施していくこと

を予定してございまして、年明け以降、対応を進めてまいりたいと考えてございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページをお開きいただければと思います。今回の改正事項を踏まえまして、工期の基準の作成についてのワーキンググループのご報告でございまして、今般、改正建設業法におきまして適正な工期の規定が設けられたところでございまして、適正な工期に関する基準の作成ということで、現在、ワーキンググループにおきまして検討を進めてございます。前回9月の総会でご審議いただいた結果を踏まえまして、委員といたしまして、受注者、公共、民間発注者、学識経験者の委員にご参画いただき、現在検討を進めてございます。

内容につきましては、基準については定量的なものではなく、工期を設定するに当たりまして考慮すべき定性的な事項を中心に定められるものと考えてございましてけれども、具体的には全工程に共通する事項として、例えば雪や雨などの自然的な要因、週休2日、年末年始などの不稼働日といったものに配慮して設定されるべきこととか、また各工程で考慮すべき事項として、例えば準備段階におけます資材等の調達など、こういったものについて示される必要があるのではないかと考えておりまして、今後、工期に関する基準に盛り込むべき事項について、引き続きワーキンググループで検討を進めてまいりたいと考えております。

次、9ページをお開きいただければと思います。新・担い手3法に関連します取り組みに加えまして、その他最近の取り組みについて、女性活躍の推進、また外国人材の受け入れについてご報告を申し上げます。

まず女性活躍の推進についてでございますが、10ページをお開きいただければと思います。女性活躍の推進につきましては、平成26年度に「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」ということで、建設業5団体と国土交通省共同で計画を策定し、取り組みを進めてきたところでございます。今般、5年間の計画期間が終了するというところでございまして、これまでの計画の総括を行い、今後、女性活躍に向けた取り組みをさらに一段進めるために、新たな計画の策定を進めるということでございます。

1枚おめくりいただきまして、11ページをお開きください。具体的には新計画策定委員会といたしまして、従前の建設5団体に加えまして、昨年度発足した全国で展開されている女性ネットワークをつなぐ「建設産業女性活躍推進ネットワーク」をメンバーに加えて、計画の検討を進めてきたところでございまして、右側にスケジュールと記載してございますが、12月25日に新たな計画案の審議を行い、新計画の策定を進める予定でございます。

12ページは今申し上げましたことと重複いたしますので、割愛いたします。

新たな計画を策定する必要性でございますが、13ページをお開きいただければと思います。まず前回、平成26年の計画策定後の取り組みを踏まえた検証でございますけれども、女性技術者・技能者の就業者数につきましては、右側にありますとおり、全体の技術者の伸びが1.18倍、技能者全体が0.96倍といった中で、女性技術者の伸びはこの5年間で1.64倍、女性機能者については1.19倍で、一定程度の増加ということでの効果はあったところでございます。また、直轄工事におけるトイレ設置の原則化とか、現場環境の改善についても一定の取り組みが推進されてきたところでございます。他方、課題といたしまして、今般アンケート結果でも示されておりますけれども、行動計画の内容とか存在について把握されていない企業もまだ一定程度残っているところでございまして、計画について十分に浸透しているとは言えないといったような課題もございます。

また、その後の建設産業を取り巻く環境の変化の中で、新たな計画策定の必要性も出てきておりまして、行動計画策定後の働き方改革関連の取り組みとか、新・担い手3法を受けた対応、i-Construction等の新技術の活用、こういった新たな施策について反映する必要があるとともに、また、さまざまな女性活躍の取り組みを進める主体も立ち上げられていて、ネットワーク化も進んできているといったところでございまして、このような状況を踏まえて、前計画をさらに実効性あるものとして新たな計画を策定していく必要があると考えてございます。

1枚おめくりいただきまして14ページでございますが、新たな計画策定に当たっての目標設定の考え方でございます。入職者、離職者について、今ほど申し上げましたとおり一定程度の取り組みの進捗が見られるところでございまして、さらに取り組みを深化させる余地があるところでございます。また、この策定委員会での議論、アンケート結果などにおきまして、就労継続が特に大きな課題であるといった課題も顕在化してきてございます。このような状況を踏まえまして、新たな計画の目標といたしましては、就業者数を増加させる目標は設定せず、3つの柱で目標設定をしたいと考えてございます。具体的には左側に記載してございますけれども、働き続けられるための環境整備を進めるといった観点から、女性の入職者数に対する離職者数の割合を令和6年までの間に前年度比で減少させていくこと。2つ目として、女性に選ばれる産業を目指すということで、入職者に占める女性の割合を令和6年までの間に前年度比で増加させていくこと。また3つ目といたしまして、建設産業で働く女性を応援する取り組みを全国に根づかせていくということで、令和6年までに新計

画の内容の認知度100%を目指す。このような3つの目標を掲げていくことを考えてございます。

また、計画に基づく具体的な取り組み事項として、15ページをお開きいただければと思います。新規事項といたしまして、大きく3つの柱に則して整理していくということでございまして、まず1点目、働き続けられるための環境整備を進めていく取り組みとして、長時間労働の是正等の働き方改革の取り組みを推進すること。男性の意識の改革、具体的には産休・育児休業等の取得促進など。また、建設キャリアアップシステムと連携したロールモデルの構築、このような新規事項を盛り込んでまいります。2つ目といたしまして、女性に選ばれる産業を目指していくということでは、建設業の働き方改革等の取り組みをより一層促進するため、i-Construction、建設キャリアアップシステムが相まって、新しい建設産業の魅力の創造、発信をしていくこと。また、女性技能者の坑内労働規制の労働法制等の課題といったものを盛り込みます。3点目といたしまして、建設産業で働く女性を応援する取り組みを全国に根づかせる取り組みとしては、新計画の普及を図るための広報活動にも力を入れて取り組んでまいりたいと、このような方向性を考えてございます。今ほど申し上げました概要に則しまして、12月末の計画策定を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、最後の外国人材の取り組みにつきまして16ページ以降、資料をご用意しております。

まず、16ページでございます。今回、4月1日から施行されております改正出入国管理法の概要でございまして、左側に従前の技能実習制度がございますけれども、今回新たにこの右側にあります特定技能制度が位置づけられたところでございまして、従前からある技能実習生からの受入れに加えまして、技能試験を行って能力が認められた者については特定技能外国人として、就労者として受け入れるという制度が整備されたところでございます。

1枚おめくりいただきまして、17ページでございます。特定技能外国人の適正かつ円滑な送り出し、受入れを行うための機構、関係機関の関係イメージをおつけしたものでございます。外国人材受入れのプラットフォームといたしまして、業界が連携してこの4月に建設技能人材機構、JACという機構の運用を開始したところでございまして、諸外国での教育訓練、技能評価試験の実施、人材紹介といったものを行う体制が整備されたところでございます。

18ページでございます。特定技能外国人材の受入れに当たりましては、受入要件として、受入企業に対して建設分野の特性を踏まえ、国土交通大臣が定める基準への適合を満たすことが必要でございまして、国土交通大臣が定める受入企業の基準を設定しているところでございます。この基準におきまして、建設分野の受入企業については特定技能外国人の入国に先立ち、受入計画を策定し、国土交通大臣による審査・認定を受けることが求められてございまして、例えばその受入計画の認定基準として、同一技能・同一賃金、安定的な賃金の支払いといった要件を満たすことが必要となっているところでございます。

このような技能訓練の取り組みとしまして、19ページでございますが、技能実習についての海外との業務提携につきまして、ベトナムとの間で9月に業務提携覚書の締結が行われておりますので、ご報告を申し上げます。9月30日に、建設技能人材機構とベトナムにおける訓練校5校との間で業務提携覚書に調印したところでございまして、このような教育訓練の環境が整備されたことを踏まえまして、引き続き他国との業務提携の取り組みについても推進してまいりたいと考えてございます。

最後に20ページにつきましては、今回、特定技能の外国人受入制度ができて、新たな基準が策定されたことに伴いまして、従前からございます技能実習制度、また外国人建設就労者受入事業につきましても、受入基準の見直しを行ってございまして、そちらの概要をおつけしてございます。基本的には技能実習生等についても、特定技能とほぼ同様の基準を適用することで基準の見直しを行うということでございます。

大変雑駁な説明になりましたけれども、以上でございます。

**【柳会長】** ありがとうございます。ただいまのご報告についてご質問、ご意見等ございましたら、どうぞご発言ください。どうぞ。

**【山内委員】** 日建連会長の山内でございます。ただいまご説明いただいた新・担い手3法に関連し、前回の本審議会でもご説明のありました建設キャリアアップシステムにつきまして、当会の取り組み状況と意見を4点申し上げます。

本システムは本年4月に本格運用が開始して以来、8カ月が経過しましたが、残念ながら、全体目標である、利用者登録初年度100万人の達成は難しい状況と承知しております。当会では、国土交通省のご指導のもと、2017年12月に本システムの普及促進のためのロードマップを策定し、業界の皆様と協力しながら目標の達成に向け、今後もしっかりと取り組んでまいり所存でございます。

まず1点目としましては、本年11月、国土交通省において、本システムの効果を検証す

るためのモデル工事の実施が決定されたことを受け、当該モデル工事の選定に協力させていただいております。あわせて国土交通省直轄工事以外の現場においても、年内をめどに当会独自のモデル現場を選定し、現場見学会の開催等、建設キャリアアップシステムのPR拠点として、普及促進に努めてまいります。

2点目は、現在国土交通省において検討が進められている建設技能者の能力評価基準は、技能者のレベルに応じた処遇改善に不可欠なものであり、今後、当会では本システムの4段階のカードの色分けに応じた労務費の支払いを検討しております。全ての建設技能者が本システムの効用を最大限に享受し、各職種の技能レベルに見合った処遇の改善を実感できるツールとなるよう、引き続き国土交通省と連携しながら推進してまいりたいと考えております。

3点目は、本システムの更なる普及を図るためにも、公共工事において現場の技能者が本システムを活用できるよう、積極的に取り組んでいる元請業者へのインセンティブ付与や、本システムにおける現場登録を発注の要件にすることなどについても、検討をお願いしたいと思っております。

4点目は、品確法の改正に伴い、発注関係事務の運用に関する指針の見直しが検討されております。当会といたしましては、建設技能者の労働環境を改善し、公共事業の品質を確保していく上で、建設キャリアアップシステムの普及は重要であると考えており、運用指針の中で発注者、受注者双方の取り組みとしてしっかりと位置付けていただきたく、意見を提出しておりますのでよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

**【柳会長】**       どうぞ。

**【小笠原建設市場整備課長】**       建設キャリアアップシステムを担当しております建設市場整備課長でございます。日建連、山内会長からのご発言にお答え申し上げます。

まず、能力評価に基づく労務費の支払いの件でございます。キャリアアップシステムの4段階のレベルに応じた労務費の支払いというのは、私どもも大変大事なことだと思っております。各方面からもそういったご要望もいただいておりますので、現在、専門工事業団体などとも連携しながら、その具体化、どうあるべきかについての検討を進めているところでございますので、引き続きのご協力を賜ればと思っております。

それから、1点目と3点目にございました公共工事の活用ということで、日建連様にはモデル工事の実施に当たりまして、多大なるご協力を賜りましてありがとうございます。現在、ご紹介がございましたとおり、20カ所程度においてこれからモデル工事を実施というこ

と、それ以外にもまた行っていただけるということ、これについての効果・課題については今後検証してまいるとともに、そのほかの地方公共団体、山梨、長野、その他で行われております公共工事の活用、こうしたところでどのような課題、あるいは効果があるかもあわせて検証してまいりまして、同システムの普及・活用を広めるための方策について、さらなる検討を深めてまいる所存でございます。

その他、メリットを高めるという意味で申しますと、建設業従事者に対する退職金でございます建退共制度、こうしたものにおけるキャリアアップシステムの活用など、技能者、あるいは事業者のメリットを高める方策を具体化してまいりたいと考えてございます。これら全ての取り組みを通じまして、業界共通の制度的インフラでございます建設キャリアアップシステムのさらなる普及、育て育成していくということをしつかりとやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

【柳会長】 ほかの委員の方、どうぞ。

【宮本委員】 日建連の副会長の宮本でございます。

適正な工期の設定について少し申し上げたいと思います。直轄工事では週休2日の試行工事の拡大に合わせて、準備期間の見直しや工期設定支援システムの導入など、当初の工期の適切な設定とともに、発注者による工事工程表の開示、さらに用地取得や関連工事の状況、関連機関との協議状況等の施工条件の明示の徹底など先進的な取り組みを進めていただいております、感謝を申し上げるところであります。また、各地方整備局をはじめ、公共発注機関との意見交換会では、直轄工事の取り組み推進をお願いしてまいりましたけれども、自治体や高速道路会社、鉄道運輸機構等の関係機関においても、国と同様の取り組みが浸透・拡大しつつあることを感じております。

しかしながら、適正な工期という「適正」をどう考えるかということでございますけれども、週休2日の推進に加えて、2024年の改正労働基準法の時間外労働規制を全ての現場で遵守できるような環境の整備が必要であります。そのためにも中建審に設置されました工期に関する基準の作成に関するワーキンググループにおかれましては、受・発注者双方にとってわかりやすい明確な基準が示され、民間工事を含め、業界全体で使われるものとなることを期待しておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【柳会長】 事務局から何かございますか。

【事務局（西山）】 ご発言ありがとうございます。工期の基準の作成につきましては、先ほどご報告申し上げましたとおり、現在ワーキンググループにおきまして審議をいた

いているところをごさいます、今、委員からご発言がありましたとおり、週休2日の課題等々も含めまして、基準の中にどのように反映することができるか、民間発注、公共発注双方の課題に少しでも即応できるような、ご期待に沿える内容にすべく、引き続きワーキンググループにおきましてしっかりと検討を進めてまいりたいと考えてございます。法施行に向けまして、今後のスケジュールといたしましては、来年夏ごろを目途に、この総会におきましてご報告・ご審議いただきますよう作業を進めてまいりたいと考えてございます。

【柳会長】 ほかに。どうぞ。

【土志田委員】 全国中小建設業協会の会長の土志田と申します。ご発言をお許しくさいます。担い手3法の改革につきましては、本当に感謝を申し上げているところございます。我々、全中建はまさしく地場に根を張った中小2,400社の集まりでございます。そういう中で地域で災害が起きれば、即時出動している団体でございます。

7ページにございました特に市町村、県も含める地方自治体のノウハウといいますか実態が、平準化にしましても、発注者の責務という部分で、平成26年改正の品確法の趣旨が浸透されていないということを感じているところございます。そういう中で適正工期、適正価格、適正利益、平準化を一体で改正していただくことが、本当の意味の改革になるのではなからうかと感じているところございます。私どもはこの改正が最後のチャンスと強く認識しているところございます。さらなる指導徹底をしていただけるよう、よろしく願いたいということでもあります。どうもありがとうございました。

【柳会長】 事務局はよろしいですか。ほかの委員の方、どうぞ。

【後藤委員】 先ほど宮本委員からありました工期に関する基準の作成に関するワーキンググループの件でございますけれども、これは本当につくっていただいて、検討していただいていることに感謝を申し上げたいと思います。当協会からもワーキンググループの委員に参加させていただいておりますけれども、我々、設備業といいますか、電気工事あるいは空調設備工事も含めまして、工程の最後の部分を担うという役割でございます。そうしますと、建築関係、あるいはその他の要因で工程がおくれまして、そのしわ寄せが我々設備にまいりまして、結果として引き渡し期日を遵守するため、時間外労働や休日出勤、短期に大量の人員の動員など、作業に当たることも現場では多く見られております。また、短期の動員に伴う費用等についても負担せざるを得ないということもあります。

このようなことから、適正な工期についてご検討いただくとともに、その工期が変更になった場合の対応についても、ぜひご検討をいただければと思います。以上でございます。



【柳会長】 よろしいですか。どうぞ。

【事務局（西山）】 ご意見ありがとうございます。まず、品確法等、新・担い手3法につきましてのご意見でございますが、今回の改正、また前回の改正につきまして、私どもといたしましてさまざまな機会を通しまして、市町村レベルまでの浸透を図ってきたところでございますが、まだまだ課題も残っているというご指摘を重く受けとめて、引き続き努力してまいりたいと考えてございます。公共工事の品質確保はじめ担い手の中長期的な確保・育成、また適正な利潤を施工者に確保していただけるような形で、などなど品確法の理念につきましては、実現のためには市町村レベルまでこの趣旨を徹底させることが必要でございます。これまでも総務省等で連名で取り組みを要請することとか、地域発注者協議会などさまざまな機会を通じて、都道府県、市町村への取り組みの浸透などに努力してきたところでございますが、引き続き運用指針の策定なども通じまして、あらゆる機会を通じて都道府県、さらには市町村まで施策の趣旨が浸透されるよう努力してまいりたいと考えてございます。

また、工期につきまして、先ほどワーキンググループでの取り組みについてご報告させていただきましたが、今ご指摘いただいた点も含めまして、この工期の策定基準の中では全工程に共通する事項のほかに、各工程ごとに配慮すべき事項なども一定程度示していきたいと考えてございまして、実効性のある基準の策定に努力してまいりたいと考えてございます。

【柳会長】 ほかはよろしいですか。どうぞ。

【勝野委員】 全建総連の勝野といいます。今回の3法の改正が現場で働く従事者の皆さんの環境改善に向けた実効性あるものになるように、強く期待しているところであります。それを踏まえて、要望を含めたご発言をさせていただきたいと思っております。

1つは品確法の関係ですが、7条で発注者の責務ということで、労働時間の適正確保とか、休日日数を考慮した工期設定が盛り込まれております。要望は、最終の下請従事者まで法定労働時間を基準とした作業時間、工程での工期設定の具体化をぜひお願いしたいと思っております。公共の現場で適正な工期確保を発注者責任として実施することで、民間工事への波及を強く期待しているところであります。

もう一つ、第8条の受注者責任の中で、適正な額の請負代金、工期を定める下請契約の締結も盛り込まれているわけでありましてけれども、同様に一次下請以降の最終の下請、一人親方の契約まで含めて、8条で規定されている契約内容の実効性がしっかり担保できるよう、

国土交通省としての指導、実態調査をお願いしたいと思っております。

最後に業法の関係であります。先ほど出されました19条で著しく短い工期の禁止についても盛り込まれていたわけでありまして、とりわけ民間工事では工期・工程が非常に厳しいという現場従事者の意見が多く聞かれているところであります。最近では都内で従事する従事者から、年末年始の現場の閉所日が元旦しかなくて、工期に追われて休めず非常に厳しいという意見も聞いているところであります。特に民間工事、後工程の職種に配慮した適正工期が確保されるよう、適正工期基準の策定については、全ての工程、下請において、先ほど言いました週40時間、週休2日を基準とした作業時間が確保される基準設定をぜひともお願いしたいと思っております。以上です。

【柳会長】 事務局からはよろしいですか。

【事務局（西山）】 ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、工期の基準の作成に当たりまして、今いただきましたように、現場の下請の実態等々もよくご意見を賜りながら、しっかりと検討を進めさせていただきたいと考えてございます。

【柳会長】 それでは、続きまして議事（2）の②でございますが、台風災害等への対応についてご報告をお願いしたいと思います。なお、ご意見、ご質問等については、資料2-1から2-2-3までご報告いただいた後で、まとめて時間を設けさせていただきたいと思っております。最初に事務局より、国土交通省における取り組みについてご報告をお願いします。

【平林建設業政策企画官】 事務局でございます。まず資料2-2-1、横紙でございますが、「国土交通省における台風災害等への対応について」という紙をごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、直近この3カ月、先ほどもご紹介がありましたけれども、台風15号、19号といったところで、特に15号では風の関係で千葉県で多大なる被害が、また19号では雨ということで、多数の箇所では堤防の決壊、河川の氾濫等々、浸水が生じたところでございます。このあたり報道等でも皆様ご承知のところかと思っておりますけれども、右下、手前みそではございますが、私どもも直轄でTEC-FORCE、緊急災害派遣隊でございますけれども、一日当たりでは過去最高となるような人数も含めまして、被災状況の調査とか応急対応等を実施させていただいておりますが、当然のことながら、それに当たりましては地域の担い手でございます建設業者の方々と連携の上で、そのような活動ができたということでございます。この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げたいと思

ます。

次の2ページ目でございますけれども、今、政府全体としては、まず11月7日に「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」というものを取りまとめまして、さまざまな取り組みをスタートしているところでございます。まさに真裏で動いておりますので、細かなご報告ができませんで大変恐縮でございますけれども、おそらく今日、補正予算が閣議決定されるということを聞いているところでございます。

以上、全体の動きでございますけれども、3ページ目に建設業としてということを紹介させていただいております。3ページ目では、台風19号が起こりました翌週となりますが、赤羽大臣に茨城、福島の実地をさまざまご視察いただきましたけれども、いわき市で建設業者団体の皆様から生の声をお伺いさせていただくという機会を設けさせていただいたところでございます。

続いて4ページ目、役所といたしましても、上につきましては大きな災害が起きますと毎回でございますけれども、今回も建設業者団体の皆様に、国なり都道府県にぜひご協力をいただきたいという旨のお願いをさせていただきましたのと、下では、復旧工事を担う建設業者に対する支援ということで、主として自治体に対しまして、例えば災害時には随意契約でいいですといった通知をさまざま出させていただいたところでございます。

4ページ目の下にもございますとおり、さまざま字という形で、引き続きこれまでと同じようにいろいろな関係者の方にご案内したということは従前と変わらないのでございますけれども、次の5ページ目をごらんいただければと思います。今回、従前、文書で出すだけではなくて、災害復旧工事の取り扱いについてということで、こういった災害が起きたときにこういうメニューが活用できますよということを一覧表みたいな形で少し整理したものを作成していただいたところでございます。

先ほども申し上げて重複になりますけれども、例えば左上、応急復旧事業とか、本復旧については随意契約の活用、その後の当面の復旧工事については指名競争とか期間を短縮した一般競争入札の活用だったり、左下、適切な予定価格の設定に当たって、見積もりを活用していただいたりとか、あと材料単価の変動に合わせて単品スライド条項の実施、それから特に復旧・復興工事をやるに当たりますと、遠隔地からの資材調達とか労働者の確保が必要になってまいりますので、それに伴う代金額の変更など適切な支払いをといったようなこと。右側でございますけれども、施工できなくなった工事については一時中止したり、施工できたとしても災害復旧を優先して行うといったようなこともできますとか、あと前払金

の適切な実施。技術者について、基本的には3カ月以上の雇用関係が必要になっておりますけれども、こういったときには必ずしもそうでなくてもというようなことも通知させていただいておりますし、許可等の期限につきましても、災害救助法適用地域については来年の3月末まで延長となっております。

こういったメニューをつくらせていただいております、これを自治体の方に通知するとともに、通知だけではなくて、私どもの直轄部隊で自治体にリエゾンを派遣しておりましたので、そのリエゾンを通じて自治体の方に直接説明をするといったようなことも今回は実施させていただいたところでございます。

次の6ページ目、内容的にはほとんど同じでございますけれども、今回、品確法の中で、公共工事だけではなくて、調査・設計・測量等についても公共工事と全く同じ取り扱いをすることになりましたので、今回、調査・設計・測量等についても同じようなメニュー表をつくらせていただきまして、あわせて周知させていただいたところでございます。

簡単ではございますが、国交省の取り組みは以上でございます。

**【柳会長】** ありがとうございます。

続きまして、日本建設業連合会における取り組みについて、資料2-2-2に基づき、山内委員、宮本委員よりご報告をお願いします。

**【山内委員】** それでは、日建連会長の山内でございますが、本年の台風災害への当会の対応をご報告いたします。お手元の資料2-2-2をご覧ください。

9月の台風15号に対しましては、包括災害協定を締結している関東地方整備局が取りまとめました千葉県内の各市及び町の要請を受け、ブルーシート等の資材調達を行いました。また、10月の台風19号に対しましては、各地で河川堤防の決壊、越流による浸水被害、土砂崩れ等があり、北陸・関東・東北地方整備局、東京都、千葉県からの復旧工事と資材の要請に対応いたしました。

このうち報道に大きく取り上げられ、安倍内閣総理大臣、赤羽国土交通大臣がご視察されました千曲川穂保地区の堤防決壊箇所については、当会会員企業が鋼矢板仮締切堤防を担当しました。全国から資機材と建設技能者を集め、堤防決壊の3日後に当たる10月16日に現地着手し、24時間体制で施工した結果、2週間後の30日に完成することができました。この復旧工事は、北陸地方整備局と当会北陸支部との災害協定に基づき随意契約が締結されたことにより、大きく時間短縮が図られたと認識しており、本件をはじめ、各災害協定は有効に機能したと考えております。私からは以上でございます。

【宮本委員】 続けて、副会長の宮本でございます。発言をさせていただきます。

今年の台風19号の災害復旧においては、災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインにより、大変多くの工事で随意契約が適用されました。改正品確法にも発注者の責務として、災害時の緊急対応が位置づけられております。そういう中で国土交通省では、災害復旧事業のさらなる円滑化を図るため、ガイドラインの改定を検討されておられると伺っております。これまでの経験を踏まえ、災害復旧の特性を加味した積算や施工段階での特例的な取り扱いもガイドラインに追加していただくことと、国だけではなく自治体をはじめとするほかの発注者でも、広く活用できる形にさせていただくようお願いしたいと思います。

なお、当会は災害対策基本法の指定公共機関として、内閣総理大臣より指定を受けております。改正品確法に明記された災害に係る建設業団体の責務の規定の趣旨を踏まえ、今後とも迅速な災害対応を行い、安全・安心な社会基盤の復旧に尽力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

【柳会長】 ありがとうございます。続きまして、全国建設業協会における取り組みについて、資料2-2-3に基づき、近藤委員よりご報告をお願いします。

【近藤委員】 ご紹介いただきました全建の近藤でございます。資料2-2-3に基づきまして、全建の活動についてご説明させていただきます。

めくっていただいて、1ページ目では災害協定等についてご説明させていただきます。全建会員の47都道府県協会は、国、都道府県と災害協定を締結しており、災害時には災害協定による要請に基づき、災害復旧支援活動等を実施しております。また、広域にわたる大規模災害時におきましては、所在地域の地方整備局からの要請に基づき、都道府県という行政区分を越えて、地方整備局管内及び管外における被災地域への作業員や資機材等の広域支援を実施しているところでございます。各都道府県建設業協会は、所在地域における発災時の対応だけでなく、事前防災や地域を越えた広域支援のため、常日ごろから災害に備えた資機材、非常食等の備蓄を行っております。また、鳥インフルエンザや豚コレラといった家畜伝染病発生時の迅速な防疫対策を図るため、全国39の都道府県建設業協会では、都道府県との間で防疫協定を締結、または災害協定に準じて対応しているところでございます。

下段には、各都道府県協会における災害協定、広域協定等の締結状況と、本年発生した台風15号災害における千葉県への、群馬県建設業協会による広域支援の写真を掲載させていただきます。

それでは、次に今年度発生した主な災害に対する活動について紹介させていただきます。次の2ページ目でございます。1番目は台風15号災害でございます。千葉県建設業協会をはじめ、被災地の建設業協会の会員企業は、国、都道府県との災害協定に基づき、建物への浸水防止のためのブルーシート張り等の災害復旧支援活動を実施したところでございます。また、各地方整備局等からの依頼を受け、被災地以外の各都道府県建設業協会におきましても、作業員やブルーシート、ロープ、土のうといった資機材等の広域支援を実施したところでございます。資料には、現場作業の写真と千葉県建設業協会によるブルーシート張り支援状況、及び各都道府県建設業協会の広域支援の状況について、データを掲載させていただいているところでございます。

次の3ページでございます。台風19号災害でございます。各都道府県建設業協会の会員企業は、国、都道府県との災害協定に基づき、土砂崩れ、堤防の越水、決壊により道路や河川内、家屋内に流出した土砂、流木、がれきの撤去及び運搬、災害地域への進入路整備、土留め応急対応、ポンプ車・散水車の出動等の災害復旧支援活動を実施したところでございます。

一部ではございますが、会員企業の応急復旧作業の写真を掲載させていただいております。上段左から、千葉県大多喜町における道路啓開作業、栃木県秋山川堤防の緊急応急作業、宮城県石貝川堤防の緊急応急作業、下段左から、埼玉県秩父市における道路啓開作業、長野県千曲川氾濫に伴う堆積物除去作業、静岡県焼津市における冠水した地下道の排水作業でございます。

最後のページは、昨年度から全国各地で発生しております豚コレラの防疫作業でございます。都道府県との防疫協定に基づきまして、発生の都度、殺処分された豚や汚染物等を埋却する埋却口の掘削作業、埋却口への投入、消石灰の散布、埋め戻し作業等を拡散防止の観点から、昼夜を問わない連続作業を交代制で実施してきているところでございます。資料といたしまして、昨年度から数回にわたりまして豚コレラが発生している岐阜県におきまして、岐阜県建設業協会が行った防疫作業の写真とデータを掲載させていただいております。

このように全国各地それぞれの場所で、それぞれの災害に対応した形で、災害協定に基づきまして活動させていただいているところでございます。以上、活動報告でございます。

**【柳会長】** ありがとうございます。それでは、連続したご報告について、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。どうぞ。

**【後藤委員】** 資料は用意しておりませんが、台風15号の災害復旧に当たった者として、

日本電設工業協会の後藤でございますけれども、台風15号の対応についてご報告させていただきます。

ご存じのように台風15号においては、災害規模の把握のおくれなどによりまして、復旧作業が困難を極め、長時間の停電が発生いたしました。被害・被災現場では、通信手段が閉ざされ、被害状況の実態把握ができない状況でございましたけれども、全国から、北海道から沖縄に至るまで全部の主要な電気工事会社が千葉に集結いたしまして、総力を挙げて停電復旧に対応いたしました。

当然、私が所属します関電工は、関東ということで主体でございまして、3週間で延べ2万5,000人を超える、これまで経験しなかったような作業員を関東各県から動員いたしました。駐車場の確保とか宿泊施設、あるいは卑近な例でありますけれども弁当の確保と、そういった面で大変苦勞いたしました。しかし、長期停電の要因となったのは、電線や電柱に覆いかぶさった倒壊した樹木でございましたが、電気工事会社は伐採班ということで、一応そういった部隊を持っておりますけれども、これは電線に寄りかかった枝葉を伐採するのが主で、大きな木、神木の伐採とか、撤去の経験、またはそれ用の重機を十分に持っておりませんでした。言いかえますと、工事会社の専門とする分野以外の作業が必要であったことなどから力を十分に発揮できず、現場では昼夜を問わず復旧作業に当たったものの、停電復旧が進まないという状況でございました。

今回の経験を踏まえ、電気設備工事業界として災害時の応援体制、資機材の確保や供給体制など、重要な課題について改めて検討し、強化する必要があると認識しております。しかしながら、災害復旧を円滑に進めるためには、我々業界の素早い対応はもちろんでありますけれども、災害規模の範囲、災害現場の実態の把握と、各省庁、地方を含めた行政や地域の建設業や林業等の他業種を含めた業者との連携・調整が必要であります。また、連携によっては、携帯電話、衛星電話などの効果的な活用や、民間ドローンを使用した被害状況把握とか、情報共有なども必要になると考えております。

さらに、これが今日一番伝えたいところでございますけれども、特殊車両、例えば電柱というのは14メートルございますが、それを運ぶには12メートル以上の場合には特殊車両ということで通行許可を得なければいけないこととか、あるいは道路の使用許諾とかいったような法的規制がございまして、そういったものの簡素化など、緊急時に踏まえる規制緩和も必要ではないかと思っております。今回の台風15号、19号の実情を踏まえ、国土強靱化のための諸施策に各省庁等で取り組まれていることと思っておりますが、災害現場の実態

をよく承知しておられる国土交通省殿におかれましては、ぜひ全体をリードしていただくようお願いしたいと思います。以上でございます。

【柳会長】 今のご発言に対して事務局で。どうぞ。

【高橋建設業課長】 ただいま各建設業関係団体の皆様に、今回の一連の災害についてのお取り組みについてご紹介いただきました。本当にここ数年、大規模な災害が例年、毎年のように頻発しております。今年も台風15号、19号に当たりまして、建設業関係団体の皆様に現場の最前線で、本当にまだ災害が危険な状況の中でご活躍をいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。

事務局からもご説明申し上げましたが、私どものTEC-FORCEも、建設業界の皆様方でオペレーターとか、最大限の支援をしていただいていることで成り立っているものと考えております。先般、12月5日に総合経済対策がまとまっておりますけれども、今後まだ被災地の復旧・復興に向けて、建設業界に対する社会の期待は大変大きいものがございます。私どもとしても一日も早い被災地の復興がなりますように、現場の施工状況などを注視しながら、また施工確保対策についてもきっちりと取り組んでいきたいと思っておりますけれども、引き続きこうした復興に向けてのお取り組み、最大限のご協力をいただけますことをお願い申し上げたいと思います。

【柳会長】 私が発言するのも変ですけども、今の後藤委員のご発言で非常にいいと思ったのは、かつて東日本大震災の後、仙台市のガスを復旧するために全国のガス会社さんが集まって工事をしました。それが今度は熊本地震でも似たようなことでございまして、今の電設会社さんのように地域テリトリーがある会社さんが協力して集まるというのは、非常にいいことではないかと思って、業界全体でそういう動きが進むといいと私は思いました。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事はこれにて全て終了いたしました。進行を事務局にお返しいたします。

【事務局（西山）】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして散会とさせていただきます。本日の配付資料のご郵送をご希望の委員におかれましては、テーブルの上に置いたままにしておいていただければ、事務局で郵送させていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、まことにありがとうございます。



— 了 —